

令和8年度 障害福祉サービス事業者等 集団指導講習会（個別編）

就労移行支援、就労定着支援、就労選択支援

就労支援に関する基礎的研修について

横須賀市民生局福祉こども部指導監査課

就労支援に関する基礎的研修について

基礎的研修が必要な職員

- 就労移行支援
常勤換算で、利用者数を15で除した数以上の**就労支援員**
- 就労定着支援
常勤換算で、利用者数を40で除した数以上の**就労定着支援員**

⇒それぞれの職員は、「障害者の就労支援に関する基礎的研修」の受講が
必要です。

就労支援に関する基礎的研修について

経過措置について

- 就労支援員及び就労定着支援員は、就労支援に関する基礎的研修の受講が義務付けられています。
- しかし、令和10年3月31日までは経過措置として、受講しなくとも業務に従事できることとなっています。
- 現時点で就労支援に関する基礎的研修が未受講の支援員がいる場合は、経過措置が終わるまでに、必ず受講できるようにしてください。

（参考）就労選択支援員養成研修について

就労選択支援員について

- 同じように、就労選択支援における就労選択支援員は、就労選択支援員養成研修の修了が義務付けられています。
- こちらも令和10年3月31日までは経過措置として、修了していなくとも業務に従事できることとなっています。
- 現時点で就労選択支援員養成研修が未修了の支援員がいる場合は、経過措置が終わるまでに、必ず修了できるようにしてください。